

北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業委託業務
公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

本要項は、北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業委託業務について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業委託業務
- (2) 総事業費 150,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）
※うちプレミアム原資分を 100,000,000 円以上とし、委託事務費を低廉化した分は全てプレミアム原資分に充てること。
- (3) 履行期間 契約の日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 北谷町内
- (5) 業務内容 別紙「北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業委託業務仕様書」のとおり

3 参加資格

本業務に参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 25 号）の適用を申請していない等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 北谷町暴力団排除に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当していない者であること。

4 スケジュール

本プロポーザルの日程は、次のとおりとする。

業 務 内 容	スケジュール
1 公募の内容の公開	令和 4 年 8 月 26 日（金）
2 実施要項等に関する質問受付	令和 4 年 9 月 2 日（金） 17 時まで
3 質問に対する回答	令和 4 年 9 月 6 日（火）
4 参加表明書の提出	令和 4 年 9 月 8 日（木） 17 時まで
5 企画提案書の提出	令和 4 年 9 月 15 日（木） 17 時まで
6 プレゼンテーション及び審査	令和 4 年 9 月 20 日以降
7 審査結果の通知	審査後 1 週間以内に通知

5 配布資料

配布資料は、次の資料として北谷町ホームページに掲載する。

- (1) 北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業委託業務プロポーザル実施要項
- (2) 北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業委託業務仕様書
- (3) 各種様式
 - ア 参加表明書（第1号様式）
 - イ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（第2号様式）
 - ウ 質問書（第3号様式）
 - エ 会社概要書（第4号様式） ※任意様式可
 - オ 企画提案届（第5号様式）
 - カ 受託業務実績書（第6号様式）
 - キ 共同企業体結成届出書（第7号様式） ※共同企業体を構成する場合に提出
 - ク 参加辞退届（第8号様式） ※参加表明書提出後に辞退する場合に提出

6 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず質問書提出期限内に質問書（第3号様式）を提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭で対応は行わない。

- (1) 提出期限 令和4年9月2日（金）
- (2) 提出方法 観光課あて電子メールにより提出すること。

E-mail : syoukoukankou@chatan.jp

- (3) 質問に対する回答 令和4年9月6日（火）に町HPにて公開

7 応募方法

- (1) 参加申込み

企画提案を希望する場合は、参加表明書（第1号様式）を提出すること。

ア 申込期間 令和4年8月26日（金）～令和4年9月8日（金）

イ 提出書類 次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	提出部数
1 参加表明書（第1号様式）	1部
2 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（第2号様式）	1部
3 会社概要書（第4号様式）※次の書類も添付すること。 (1) 登記事項全部証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (2) 市町村税及び国税に係る納税証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (3) 印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (4) 直近3ヵ年分の財務諸表の写し (5) 共同企業体結成届出書（第7号様式）（共同企業体の場合のみ）	1部

※ 複数の企業等で共同企業体を構成し応募する場合は、幹事企業を選定すること。	
※ 共同企業体を構成する場合、構成員全員分を提出すること。	

ウ 提出方法 持参又は郵送

エ 提出場所 北谷町役場 観光課

※参加表明書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

(2) 企画提案

ア 提出期限 令和4年9月15日(木)

イ 提出書類 次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	提出部数
1 企画提案届(第5号様式)	8部
2 企画提案書(任意様式)	8部
3 受託業務実績書(第6号様式)	8部
4 業務実施体制(任意様式)	8部
5 工程表(任意様式)	8部
6 見積書(任意様式) ※プレミアム原資分と事務委託費とを分け、業務経費の内訳を記載すること。	8部

8 審査基準及び審査方法

(1) 審査評価手法

北谷町プレミアム付デジタル観光商品券事業委託業務に係るプロポーザル審査委員会において、業務委託仕様書その他書類に基づき審査(企画提案書、プレゼンテーション、質疑等)を行い、受託候補者の順位を決定する。

なお、応募が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションは実施し、受託候補者として選定するかを総合的に判断する。また、応募多数の場合は、提案者を3者程度に絞る場合があります。

(2) プレゼンテーション及び審査

ア 日時 令和4年9月20日以降

※詳細については、別途電話もしくはメールにて連絡する。

イ 会場 北谷町役場

(3) プレゼンテーション実施方法

ア 1提案者あたり、プレゼンテーションの時間を30分(説明20分、質疑15分)程度とする。

イ 1提案者につき、最大3名までの入室を認める。

ウ プレゼンテーションは、業務委託仕様書に基づいた企画提案書のみで行うこととする。なお、追加資料については、原則として認めない。

エ プレゼンテーション参加者は、原則として業務担当責任者とする。

(4) 提案内容に係る審査事項等

提案内容審査事項		仕様書 該当箇所	主な評価観点	評価点
大項目	小項目			
1 業務遂 行能力	(1)業務の理解 度		・事業の理解度	20
	(2)実施体制	(1) (9)	・人員・組織体制（再委託先企業を含む。）・ス ケジュール	
	(3)類似業務の 実績		・類似業務の履行実績	
2 企画提 案内容	(1)デジタル観 光商品券の発 行	(5)	・システムの利便性等 ・利用者や加盟店の負担 ・セキュリティ対策	65
	(2)協力宿泊施 設及び加盟店、 利用者への対 応	(2) (4) (6)	・協力宿泊施設や加盟店（目標 400 店舗）の募 集方法 ・利用者や加盟店からの問合せ対応	
	(3)購入引換券 の発行	(3)	・購入引換券の追加発行等による予算執行率 を上げる取組み	
	(4)デジタル観 光商品券の換 金	(7)	・換金の回数や方法、販売代金の管理 ・加盟店の負担	
	(5)広報業務	(8)	・観光客の誘客方法 ・加盟店増加に向けた広報 ・ホームページの構成	
	(6)効果測定	(10)	・事業効果の分析方法 ・アンケートの取得方法	
3 経費	(1)見積提案額 （プレミアム 原資分を除く 運営費分）		・どれだけ経費を減額しているか（プレミア ム原資分の増加）。	15

※ 参加者が提案した企画提案書の内容について、審査委員会及び事務局が個別にヒアリングを行う場合がある。

※ 主な評価視点のほかにも、本業務に係る提案者の専門的知見及び技能、提案内容の実現性、その他独自提案を評価対象とする。

9 審査結果の通知

審査結果については、受託候補者を決定した後、1週間以内に各提案者に対して文書

にて通知する。

1 0 受託事業者の決定及び契約

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

※契約時における仕様書については、選定された受注者の企画提案内容に応じて、委託者と受託者との協議により決定する。

1 1 提案の無効に関する事項

次の項目の一つでも該当するときは、その提案者の提案は無効とする。

- (1) 1つの提案者が複数提案したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) その他、審査委員会において不相当と認められた場合。

1 2 留意事項

- (1) 受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。
- (2) 本提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての書類の所有権は、本町にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。町が提案者に無断でほかの目的に使用することはない。
- (5) 受託候補者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (6) 提出された書類は、北谷町情報公開条例に基づき公開する場合がある。

1 3 問い合わせ先

〒904-0192

北谷町字桑江 226 番地

建設経済部 観光課 観光係

担当：木村、平安

T E L : 098-936-1234 (内線 3413)

F A X : 098-926-2174

E-mail : syoukoukankou@chatan.jp

受付時間 9時から12時、13時から17時まで(土日祝日を除く。)